

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に採用され、同社経営のスーパーマーケット「C店」の精肉部門に勤務していたが、平成〇年〇月〇日からD県E市所在の「F店」（以下「事業場」という。）の精肉部門に配置転換となった。

請求人は、事業場のパート労働者からセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）行為で訴えられたことを受け、事実関係の確認のため、平成〇年〇月〇日に上司2名と面談したが、その際のやりとりや、同月〇日付けで事業場内の食品部門に異動になったことでショックを受け、不眠や食欲低下が生じ、同月下旬には頭痛や吐き気などの症状も出現したとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日にクリニックGに受診し「不眠症」と診断され、同年〇月〇日Hクリニックに転医したところ「混合性不安抑うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、専門部会は、平成〇年〇月下旬に ICD-10 診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したのとしており、当審査会としても、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

なお、請求人は、傷病名について「混合性不安抑うつ反応」ではなく、「抑うつ不安状態」である旨主張するが、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、請求人の「抑うつ不安状態」に係る ICD-10 ガイドラインに基づく傷病名が「混合性不安抑うつ反応」であることを付言しておく。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他評価期間における業務による心理的負荷を検討する。

請求人、I及びJは、請求人がKからセクハラ行為で訴えられたことを受け、

事実関係の確認のため、平成〇年〇月〇日に1時間ほど面談しているが、同面談は、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示するとおり、人数、所要時間の点から常識的に行われているものと認められる。

また、請求人は、証拠として提出したSDカードに記録されている請求人と関係者の電話の通話内容から、請求人が同面談において、有無を言わせない過剰なパワハラ・解雇を匂わす内容・度の超えた恫喝を受け、限度を超える被害を受けたことが裏付けられている旨主張するが、当審査会が同SDカードの記録内容を確認したところ、その要旨は決定書理由第2の2の(1)のスの認定のとおりのものであり、当該記録内容に照らしても、同面談におけるI及びJの指導内容が、請求人が主張する「有無を言わせない過剰なパワハラ・解雇を匂わす内容・度の超えた恫喝」等に該当するものと認めることはできない。

したがって、同面談については、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)の具体例「上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた」に該当し、その心理的負荷の強度は「弱」となるものと判断する。

請求人の事業場内の食品部門への異動についても、具体的出来事「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「II」とされているものの、決定書理由第2の2の(2)のイの(ウ)に説示するとおり、職種、職務変化の程度、配置転換の理由等に心理的負荷を強める要素は認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」に近い「中」となるものと判断する。

その他、請求人作成の意見書についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかったことを付言する。

(4) 以上を総合すると、請求人の精神障害発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事の全体評価は「強」には至らず、精神障害を発病するほどの強度の心理的負荷があったとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。